

藤沢市森林整備計画

自 2023年（令和5年）4月 1日

計画期間

至 2033年（令和15年）3月31日

神奈川県

藤沢市

N

市町村位置図



目 次

I	伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	
1	森林整備の現状と課題	1
2	森林整備の基本方針	1
3	森林施業の合理化に関する基本方針	3
II	森林の整備に関する事項	
第1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	
1	樹種別の立木の標準伐期齢	3
2	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	3
3	その他必要な事項	6
第2	造林に関する事項	
1	人工造林に関する事項	6
2	天然更新に関する事項	7
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	10
4	森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	10
5	その他必要な事項	11
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	
1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	11
2	保育の種類別の標準的な方法	12
3	その他必要な事項	13
第4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	13
2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法	14
3	その他必要な事項	16
第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	
1	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	16
2	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	16

3	森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	1 6
4	森林経営管理制度の活用に関する事項	1 6
5	その他必要な事項	1 6
第 6	森林施業の共同化の促進に関する事項	
1	森林施業の共同化の促進に関する方針	1 6
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	1 6
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	1 6
4	その他必要な事項	1 7
第 7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	1 7
2	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	1 7
3	作業路網の整備に関する事項	1 7
4	その他必要な事項	1 7
第 8	その他必要な事項	
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	1 7
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	1 8
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	1 8
Ⅲ	森林の保護に関する事項	
第 1	鳥獣害の防止に関する事項	
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	1 8
2	その他必要な事項	1 8
第 2	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	
1	森林病虫害等の駆除及び予防の方法	1 8
2	鳥獣害対策の方法（第 1 に掲げる事項を除く。）	1 8
3	林野火災の予防の方法	1 9
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	1 9
5	その他必要な事項	1 9

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

- | | | |
|---|---|-----|
| 1 | 保健機能森林の区域 | 1 9 |
| 2 | 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採、その他の施業の方法に関する事項 | 1 9 |
| 3 | 保健機能森林の区域内の森林における森林保健施設の整備に関する事項 | 1 9 |
| 4 | その他必要な事項 | 1 9 |

V その他森林の整備のために必要な事項

- | | | |
|---|----------------------|-----|
| 1 | 森林経営計画の作成に関する事項 | 1 9 |
| 2 | 生活環境の整備に関する事項 | 2 0 |
| 3 | 森林整備を通じた地域振興に関する事項 | 2 0 |
| 4 | 森林の総合利用の推進に関する事項 | 2 0 |
| 5 | 住民参加による森林の整備に関する事項 | 2 0 |
| 6 | 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項 | 2 1 |
| 7 | その他必要な事項 | 2 1 |

付属資料

藤沢市森林計画図（藤沢市 1 1 - 0 1 ~ 1 1 - 1 1 縮尺：5, 0 0 0 分の 1）

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本市は神奈川県中央南部に位置し、周囲を6市（横浜・鎌倉・茅ヶ崎・大和・綾瀬・海老名）1町（寒川）に囲まれ、南部は相模湾に面し、おおむね平坦な地形をしている。市域面積は69.56k㎡（南北約12km、東西6.55km）で、北部の相模野台地の南端にあたる標高40～50mの坦々たる大地と、南部の湘南砂丘の沖積低地部からなっている。河川は相模原市を源とし、川名で戸塚区から流れてくる柏尾川と合流し相模湾に流れる境川と、大和市を源とし、同じく相模湾にそそぐ引地川が市内を貫流している。地質は丘陵・台地のすべてが関東ローム層におおわれており、その他はほとんど沖積層になっている。気候は相模湾の暖流の影響を受け比較的冬暖かく、夏涼しい快適な住環境となっている。

このような南北に長い市域のため、飛砂防止を目的とする松林が南部市域を中心に広がり、北部市域では広葉樹を主とする雑木林がみられる。これらの森林が藤沢の海に豊富なミネラルを供給し、水産資源を守るなど多面的な機能を有している。市域の約7割が市街化区域であり、南部地域の松を主とする林が開発等で減少してきている。2023年（令和5年）現在、地域森林計画対象民有林面積は349.98haである。そのうち、松を主体とした人工林面積は127.69ha、広葉樹を主体とした天然林面積は201.12haであり、人工林は36%で県内平均よりやや低い値となっている。また、人工林は市内各地に分散しており、施業の共同化が行いにくい状況にある。

しかし、市街化区域における緑地としての景観や、土砂流出・崩壊防止・生活環境の保全等において、緑地や森林の持つ公益的機能の重要性がますます高まってきていることを考慮し、本市における森林の保全推進及び住宅地周辺の整備を積極的に実施することとする。

本市には地域森林計画対象民有林のうち森林の施業及び土地の形質の変更に当たり、樹根及び表土の保全その他林地の保全に特に留意すべき森林で、法令により施業について制限を受ける森林として、飛砂防備保安林、潮害防備保安林、保健保安林、風致保安林、都市緑地法による特別緑地保全地区、都市計画法による風致地区、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律による急傾斜地崩壊危険区域、文化財保護法による史跡名勝天然記念物に係る指定地等がある。

本計画で定める事項とこれら法令により施業について制限を受ける森林との整合を取り、施業を進めることとする。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

「全国森林計画」「地域森林計画」において例示する考え方を参考に、発揮すべき機能として「快適環境形成機能」「保健・文化機能」を設定するものとする。

「快適環境形成機能」の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（快適環境形成機能維持増進森林）の区域は、市民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置・気象条件等から見て風害・霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林の区域とする。

「保健・文化機能」の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（保健機能維持増進森林）の区域は、観光的に魅力のある自然景観や植物群落を有する森林など市民の保健・教育的利用に適した森林の区域、また、史跡、名勝地等の森林やこれらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林の区域とする。

「快適環境形成機能維持増進森林」、「保健機能維持増進森林」の区域では、快適で潤いのある生活環境の保全を図るため、身近な自然とのふれあい、森林・林業体験活動、地域住民や都市住民の参加による森林整備など地域の多様な要請に応じて適切な施業を行うことを基本とする。

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

①森林整備の基本的な考え方※

「地域森林計画」及び「藤沢市緑の基本計画」を基に、森林整備の現状と課題をふまえ、森林整備の基本方針を発揮すべき機能として「快適環境形成機能維持増進森林」とし整備するものとする。また、地域森林計画対象民有林のうち、社寺や江ノ島に指定されている「風致保安林」及び「史跡名勝天然記念物環境保全地域」に指定されている地域を「保健機能維持増進森林」とし整備するものとし、「快適環境形成機能維持増進森林」とあわせ、重複して区域を設定するものとする。本市の「緑の基本計画」では、緑地の保全及び緑化の推進のための施策を掲げており、「地域森林計画対象民有林」は、地域制緑地に含まれる。都市の潤いの確保や生物多様性維持、防災、景観、環境保全、レクリエーションの観点からも森林の果たす役割は重要であると考えており、「緑の基本計画」に基づき、この多面的機能の保全のため、市民参加等による整備を推進することとする。

「快適環境形成機能」、「保健・文化機能」の発揮を重視することとし、具体的には市街地及びその周辺の平地林や森林での身近な自然とのふれあい、森林整備への地域住民等や学校教育を通じての参加と、整備における様々な体験や利用における自然観察・学習活動を通じての環境教育等を推進することとする。

これらの取組の推進により、SDGs ゴール15（陸の豊かさを守ろう）の達成に寄与する。

※本計画における森林整備には、保全や復元等を含むものとする。

②造林から伐採に至る森林施業の推進方策に係る基本的な考え方

常緑広葉樹を主体とした自然性の高い天然生林等は、森林学習や学術的観点から現存する林相の保存または保全を基本とする。

景勝地の森林など地域の景観を特徴づける森林には、必要に応じて、樹種構成の多様化を目指した広葉樹林や混交林の整備、特徴的な景観の維持を目指した単層林の整備など、景観の保全又は向上を目指した施業を基本とする。

市街地周辺の里山林や都市近郊林など、森林づくり活動の実践の場として活用を図る森林は、地域住民等の参加を得ながら更新・保育・間伐等継続的かつ積極的な施業を基本とする。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

該当なし

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

地 域	樹 種					
	ス ギ	ヒノキ	マツ類	その他 針葉樹	クヌギ コナラ	その他 広葉樹
本市全域	40 年	45 年	35 年	50 年	10 年	20 年

なお、標準伐期齢は、地域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであるが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではない。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

（1）立木の伐採（主伐）の標準的な方法

森林の立木竹の伐採は原則として択伐又は小面積かつ分散的な皆伐を行うものとし、皆伐を行う場合は2ha以下を標準とし、やむを得ない場合にあっては20haを限度とする。

ただし、法令等により施業が制限されている森林については、当該法令等の定めを遵守して適切な伐採を行うこととする。

立木の伐採のうち主伐は、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地をいう。以下同じ。）が、再び立木地となることをいう。以下同じ。）を伴う伐採であり、その方法は、以下の皆伐又は択伐によるものとする。

皆伐：皆伐は、主伐のうち択伐以外のものとする。皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然的条件および公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採地域の形状、1 か所あたりの伐採面積の規模及び伐採地区のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくともおおむね 20ha ごとの保残帯を設け的確な更新を図ることとする。

択伐：択伐は、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状または樹群を単位として伐採区域全体でおおむね均等な伐採率で行い、かつ、材積にかかる伐採率が 30%以下（伐採後の造林が人工造林による場合にあっては 40%以下）であるものとする。

択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう一定の立木在積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。

なお、立木の伐採の標準的な方法を定めるに当たっては、以下の①～⑤に留意することとする。

- ①森林の有する多面的機能の維持増進を図ることを旨とし、立地条件、地域における既往の施業体系、樹種の特性、木材の需要構造、森林の構成等を勘案する。
- ②森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木や枯損木及び目的樹種以外の樹種であっても目的樹種の成長を妨げないものについて、保残等に努める。
- ③森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することがないよう、伐採跡地間の距離として、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。
- ④伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定めその方法を勘案して伐採を行うものとする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する。
- ⑤林地の保全、雪崩、落石等の防止、風害等の各種被害の防止、風致の維持等のため、溪流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置する。

なお、集材・搬出に当たっては、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和 3 年 3 月 16 日付け 2 林整整第 1157 号林野庁長官通知）を踏まえ、現地に適した方法により行う。

(2) 目標林型別の立木の伐採（主伐）の標準的な方法

① 単層林施業

単層林における主伐は、林地の保全に配慮し、択伐又は小面積かつ分散的な皆伐によることとし、林地の保全、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持等のため必要がある場合には、所要の保護樹林帯を設置することとする。

主伐の時期は、短伐期単層林については、原則として標準伐期齢に達した時期以降に、また、長伐期単層林については、標準伐期齢の概ね 2 倍にあたる林齢以降に行うこととし、多様な木材需要への対応、地域の森林構成等を踏まえ、伐期の多様化や長期化を積極的に図りつつ、生産目標に応じた林齢で伐採することとする。

伐採跡地については、的確な更新を図るため、適地適木を旨として気候・土壌等の自然条件に適合した樹種を早期に植栽することとする。

② 巨木林施業

巨木林における主伐は、下層植生の豊富な林齢 100 年以上の針葉樹林を目標とすることを踏まえ、林地の保全に配慮して、択伐又は小面積かつ分散的な皆伐を行うこととする。

伐採跡地については、的確な更新を図るため、適地適木を旨として気候・土壌等の自然条件に適合した樹種を早期に植栽することとする。

③ 複層林施業

複層林における上層木の主伐は、下層木の保護および更新の時期、方法に留意して慎重に行うこととし、主伐の時期は、おおむね単層林に準じることとする。

④ 混交林施業

混交林施業における針葉樹の抜き伐りは、針葉樹単層林を樹種構成が多様で階層構造が発達した針広混交林へ誘導することを主眼としていることを踏まえ、林地の保全、野生生物との共存等に配慮しつつ、天然下種更新の促進や、植栽する広葉樹苗木の生育のために必要な空間を確保するために行うものとし、森林の状況や自然条件等を勘案して、単木、帯状、群状などの種類を選択することとする。

⑤ 広葉樹林施業

広葉樹林における主伐は、樹種構成が多様で階層構造が発達し、安定した活力ある広葉樹林を目標とすることを踏まえ、択伐又は小面積かつ分散的な皆伐を行うこととし、林地の保全、野生生物との共存、天然下種更新又は萌芽更新の促進等に配慮して慎重に行うこととする。

3 その他必要な事項

該当なし

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

(1) 人工造林の対象樹種

区 分	樹種名（針葉樹）	樹種名（広葉樹）
人工造林の対象樹種	スギ ヒノキ マツ その他郷土樹種	コナラ ケヤキ ミズキ その他郷土樹種

注) スギ、ヒノキなどの針葉樹の人工造林を行う場合は、無花粉品種を含めた花粉症対策品種を選択するよう努めること。上記の樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、市の森林担当課又は林業普及指導員と相談の上、適切な樹種を選択するものとする。

(2) 人工造林の標準的な方法

人工造林の造林樹種について、施業の効率性や地位級等の立地条件を踏まえ、既往の植栽本数や保安林の指定施業要件を勘案して、下表に示すとおり仕立ての方法別に1ha当たりの標準的な植栽本数を植栽するものとする。

ア 人工造林の樹種別及び仕立て別の植栽本数

樹 種	仕立ての方法	標準的な植栽本数（本/ha）
スギ・ヒノキ	中庸仕立て	2,500～3,500

- (注) 1. 複層林化や混交林化を図る場合の樹下植栽については、標準的な植栽本数に下層木以外の立木の伐採率（材積による率）を乗じた本数以上を植栽する。（低密度植栽を行う場合については、上記表の植栽本数によらずスギ1,000～1,500本/ha以上、ヒノキ1,500本/ha以上程度の疎植を行うものとする。）
2. 標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、市の森林担当課又は林業普及指導員と相談の上、適切な植栽本数を決定する。
3. 法令等により植栽本数の定めがある森林については、当該法令等の定めを遵守して適切な植栽を行うこと。

イ その他人工造林の方法

区 分	標準的な方法
地ごしらの方法	等高線沿いに堆積する全刈筋積を原則とする。なお、急傾斜地等の崩壊の危険性のある個所については、生木棚積地拵えを行い林地の保全に努めるものとする。
植付の方法	正方形植えを原則とし、植え付けは丁寧植えとする。
植栽の時期	4月～6月中旬までに行うものとする。秋植えは苗木の根の生長が鈍化した10月～12月中旬までに行うものとする。 コンテナ苗：土壌が凍結していない時期に行うものとする。

(注) コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入、低密度植栽など、造林の省力化と低コスト化に努めることとする。なお、低密度植栽を行う場合、肥大生長が促されるが、梢殺の樹幹になりやすく、合板材・集成材など加工向けの並材の生産を念頭に置いた施業となること、及び下刈りの誤伐や獣害等に起因する枯死苗の発生が大きな影響を及ぼすことに留意する。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を図る観点から、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に指定されている森林（後述「3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在」のとおりに「該当なし」）など人工造林による更新は、皆伐による伐採跡地については、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内とする。また、択伐による伐採跡地については、伐採による森林の公益的機能への影響を考慮し、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内とする。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、気候・地形・土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うものとし、森林の確実な更新を図ることを旨として、次の(1)～(3)までの事項を定めるものとし、また、「天然更新完了基準書作成の手引きについて」（平成24年3月30日付け23林整計第365号林野庁森林整備部計画課長通知）の3の3-2の4に基づき、森林の適切な更新を図ることとする。

(1) 天然更新の対象樹種

区分	樹種名（針葉樹）	樹種（広葉樹）
天然更新の対象樹種 （萌芽による更新が 可能な樹種）	なし	クヌギ コナラ等

注) 天然更新の対象樹種は、上記に示すもののほか在来種かつ高木性の樹種とする。

（２）天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹 種	期待成立本数（本/ha）
天然更新の対象樹種全て	10,000（5年生）

注) 天然更新を行う際には、当該天然更新の対象樹種のうち周辺の草丈（対象樹種の生存、生長を阻害する競合植物（ササ、低木、シダ類、高茎草本等）の高さ）以上の樹高のものがその本数に10分の3を乗じた本数以上の本数を成立させるべきものとする。

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

区 分	標準的な方法
地表処理	天然下種更新を行う際に、種子の発芽・生育を促すため林床植物を除去するとともに、地表に堆積する落葉落枝を攪乱し表土（A層）を露出させる。
刈出し	稚樹の生長を促すため、稚樹を被圧するササ等の下層植生を刈り払う。ササ等の状況や立地条件に応じて全刈り・筋刈り・坪刈り等により行う。
植込み	稚樹等の立木密度が低い場合や部分的に空間が生じた場合で、更新の完了が困難と認められる箇所に補助的に植栽する。気象・土壌条件や植栽する苗木の特性に応じて適切な時期に行う。
芽かき	萌芽更新を行う際に、一つの株から多数発生した萌芽のうち、余分なものを摘み取る。

地域森林計画で定める天然更新の標準的な方法に関する指針に基づき、天然更新にあたって、地表処理、刈出し、植込み、芽かきの方法その他天然更新補助作業として必要な事項等について定めるものとし、萌芽の発生状況等を考慮し、必要に応じ、芽かき及び植込みを行うものとする。

- (ア) 地表処理については、ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている個所において、かき起こし・枝条整理等の作業を行うこととする。
- (イ) 刈出しについては、ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行うこととする。
- (ウ) 植込みについては、天然稚樹等の生育状況を勘案し、天然更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽することとする。
- (エ) 萌芽更新については、萌芽更新の補助作業として、目的樹種の発生状況により必要に応じて芽かきを行い、優良芽を1株当たり2～3本残すものとし、目的樹種が成立しない個所については、補植を行い1haあたりの生立本数を概ね2,000～3,000本とする。なお、目的樹種の妨げとなる不要木については、早めに除去することとする。

ウ その他天然更新の方法

伐採跡地の天然更新の状況を確認する方法として、伐採後5年以内に以下に示す更新完了の基準を用いて更新状況の確認を行うとともに、更新が完了していないと判断される場合には、植栽等により確実に更新を図るものとする。

また、天然更新すべき立木の本数に満たない場合には天然更新補助作業または植栽により確実に更新を図るべきものとする。

天然更新の完了に関しては、保安林等で天然更新完了について別に定めがあるものを除き、次の(ア)、(イ)を満たしている場合を更新が完了した状態とする。

- (ア) 天然更新の対象樹種のうち、樹高が周辺の草丈（対象樹種の生存、成長を阻害する競合植物（ササ、低木、シダ類、高茎草本等）の高さ）以上のものが1ha当たり3,000本以上の密度で生育している状態であること。
- (イ) (ア)の条件を満たす場合であっても、獣害により健全な生育が期待できないおそれがある場合には、適切な防除方策を実施していること。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を旨として当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して伐採後5年以内とする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林は、「天然更新完了基準書作成の手引きについて」（平成 24 年 3 月 30 日付け 23 林整計第 365 号林野庁森林整備部計画課長通知）の 3 の 3-2 の 4 に基づき、次のア～エに掲げる要件をすべて満たす森林とする。

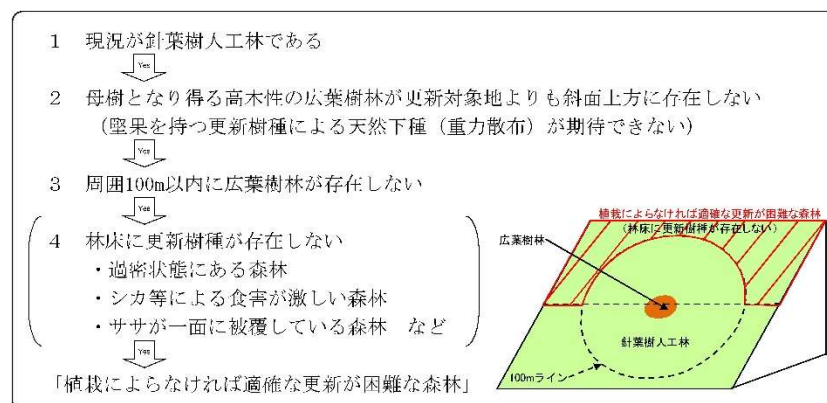
ア 現況が針葉樹人工林である。

イ 母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地よりも斜面上方に存在しない（堅果を持つ更新樹種による天然下種（重力散布）が期待できない。）

ウ 周囲 100m 以内に広葉樹林が存在しない。

エ 林床に更新樹種が存在しない（過密状態になる森林、シカ等による食害が激しい森林、シダが一面に被覆している森林など）。

なお、近年のニホンジカ等による食害により、更新することが困難な箇所もあることから、鳥獣害防止対策を検討することとする。



(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

該当なし

4 森林法第 10 条の 9 第 4 項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

森林法第 10 条の 9 第 4 項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準については、次のとおり定めるものとする。

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

1 の（1）による

イ 天然更新の場合

1の(2)による

(2) 生育しうる最大の立木の本数

天然更新の対象樹種のうち樹高が周辺の草丈(対象樹種の生存、生長を害する競合植物(ササ、低木、シダ類、高茎草本等)の高さ)以上のものが1ha当たり10,000本以上想定されるものとする。

また、想定される本数に10分の3を乗じた本数以上の本数(ただし草丈に一定程度の余裕高を加えた樹高以上のものに限る。)を成立させるものとする。

5 その他必要な事項

該当なし

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

樹種	施業体系	植栽本数 (本/ha)	間伐を実施すべき 標準的な林齢(年)			標準的な方法
			初回	2回目	3回目	
スギ	短伐期	2,500～ 3,500	15年	22年	30年	①開始時期 樹冠がうっ閉し主林木相互間に競争が生じ始めた時期とする。 ②間伐率 各回とも20～35%の率で林分により調整し実施する。 ③間伐木の選定 均一な林分が構成されるよう配慮して行う。 ④回数 植栽本数・生産目標等により時期・回数・間伐率を調整する。

ヒノキ	短伐期	2,500～ 3,500	18 年	25 年	35 年	スギの①～④に準ずる。
-----	-----	-----------------	------	------	------	-------------

標準的な間伐の間隔

樹 種	標準伐期齢未満	標準伐期齢以上
スギ	8 年	13 年
ヒノキ	9 年	13 年

2 保育の種類別の標準的な方法

保育の 種類	樹種	実施すべき標準的な 林齢及び回数			標準的な方法
		初回	2 回目	3 回目	
下刈り	ス ギ ヒノキ	7 年生まで年 1 回（雑草木の状態によっては 2 年目、3 年目には 2 回刈りを行う）			下刈りは、造林木が雑草木より抜き出るまで行い、その回数は、植栽した年から 7 年間に 7～9 回とする。 下刈りの時期は、造林木が雑草木により被圧される前で年 1 回の場合は、7 月頃、年 2 回の場合は 6 月と 8 月に行う。
つる切り	ス ギ	8 年	13 年		必要に応じて、下刈りと合わせて行う。
	ヒノキ	8 年	13 年		
除伐	ス ギ	10 年			除伐は、下刈り終了後造林木が閉鎖状態になった時に、造林木の育成に支障となるかん木類やつるを除去する。また、あわせて造林木で成木の見込みのない不良木を除去する。
	ヒノキ	10 年			
枝打	ス ギ	9 年	16 年	23 年	枝打は、最下枝の直径が 7～8cm になったときに実施する。枝打は丁寧な幹

	ヒノキ	10 年	18 年	25 年	を傷つけないよう、また、枯れ枝を残さないように仕上げる。
--	-----	------	------	------	------------------------------

3 その他必要な事項

該当なし

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

該当なし

イ 森林施業の方法

該当なし

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能、または保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林、その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林

ア 区域の設定

① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持管理を図るための森林施業を推進すべき森林

該当なし

② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（快適環境形成機能維持増進森林）

飛砂防備保安林、潮害防備保安林や、市民の日常生活に密接な関わりを持ち塵等の影響を緩和する森林、風害・霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林、快適環境形成機能が高い森林をいう。

具体的には、都市近郊林等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林層をなしている森林、市街地道路等と一体となつてすぐれた景観美を構成する森林、気象緩和・騒音防止等の機能を発揮している森林等をいう。

③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（保健機能維持増進森林）

保健保安林、風致保安林、都市緑地法に規定する特別緑地保全地区、

都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林などの国民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能が高い森林等をいう。

- ④ その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
該当なし

イ 施業の方法

公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林として定めるものとする。

「快適環境形成機能維持増進森林」の区域では、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業を、「保健機能維持増進森林」の区域では、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業や美的景観の維持・形成に配慮した施業を、特に地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うことが必要な場合には、当該森林施業を行うものとする。

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の特定

該当なし

(2) 森林施業の方法

該当なし

別表1 公益的機能別施業森林の区域

区 分	森林の区域	面積(ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	

土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	市域全域	349.98
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	保健保安林、風致保安林、特別緑地保全地区、史跡名勝地域、風致地区、神奈川県自然環境保全地域	133.76
その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	

上記の森林の区域の記載については、付属資料の「藤沢市森林計画図」に示すこととする。

別表2 森林施業の方法別森林の区域

施業の方法		森林の区域	面積(ha)
伐期の延長を推進すべき森林		該当なし	
長伐期施業を推進すべき森林		該当なし	
複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林（択伐によるものを除く）	該当なし	
	択伐による複層林施業を推進すべき森林	市域全域図 図 No. 1～11 林班 No. 1～10	349.98
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林		該当なし	

上記の森林の区域の記載については、付属資料の「藤沢市森林計画図」に示すこととする。

注) 景勝地の森林など地域の景観を特徴づける森林は、必要に応じて樹種構成の多様化を目指した広葉樹林や混合林の整備、特徴的な景観を維持した単層林の整備など、景観の保全または向上を目指した施業を基本とし、市の担当部局とも相談の上、適切な施業を選択するものとする。

3 その他必要な事項

(1) 施業実施協定の締結の促進方法

該当なし

(2) その他

該当なし

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

該当なし

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

該当なし

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

該当なし

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

本市の私有林人工林等における経営管理については、主に各森林所有者や市と協定を結んでいるNPO等が管理等を行っている。また、市内の森林は、都市部に近く小規模で分散しているため林業経営は難しい状況であるが、本市の私有林人工林等における経営管理については、主に各森林所有者や市と協定を結んでいるNPO等が管理等を行っている。現時点では森林経営管理制度を実施する予定はない。

5 その他の必要な事項

該当なし

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

該当なし

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

該当なし

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

該当なし

4 その他の必要な事項

該当なし

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

該当なし

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

該当なし

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設に係る留意点

該当なし

イ 基幹路網の整備計画

該当なし

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

該当なし

(2) 細部路網に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

該当なし

イ 細部路網の維持管理に関する事項

該当なし

4 その他の必要な事項

該当なし

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

該当なし

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項
該当なし

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項
該当なし

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法
鳥獣による森林被害がないため、定めない。

2 その他必要な事項
該当なし

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害の駆除及び予防の方法※

(1) 森林病虫害の駆除及び予防の方針及び方法

森林病虫害等の被害対策について、松枯れ、ナラ枯れ等森林病虫害等による被害の未然防止、早期発見に努めることとする。

「藤沢市緑の基本計画」等に示す樹木病虫害の防除対策として、病虫害により枯れているマツやコナラ等の伐倒駆除を実施しているほか、マツには病虫害防除効果のある薬剤の樹幹注入、コナラ等には伐倒した樹木の根株くん蒸処理を継続して行い、被害の拡大防止に努めることとする。

なお、森林病虫害等のまん延のため緊急に伐倒駆除する必要がある場合等については、伐採の促進に関する指導等を行うことがあるものとする。

また、ナラ枯れ被害については、国、県等の関係機関と連携を図りながら「神奈川県ナラ枯れ被害対策ガイドライン」に基づき、適切な防除対策を実施するものとする。

(2) その他

森林の病虫害による被害を防除するため、計画的な駆除及びパトロールによる早期発見・駆除を図るものとする。

※県管理地を除く森林区域を対象とする。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）
該当なし

3 林野火災の予防の方法

山火事予防の意識の高揚・啓発として広報を活用した普及啓発など、森林火災の未然防止を基本にした対策を引き続き、行うこととする。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

藤沢市火災予防条例 31 条第 1 項第 1 号の規定に示すとおり、火災に関する警報が発せられた場合においては、山林、原野等において火入れをしないこととする。

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

該当なし

(2) その他

該当なし

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

該当なし

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採、その他の施業の方法に関する事項

該当なし

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

(1) 森林保健施設の整備

該当なし

(2) 立木の期待平均樹高

該当なし

4 その他必要な事項

該当なし

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

- (1) 森林経営計画の記載内容に関する事項
該当なし
- (2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域
該当なし
- 2 生活環境の整備に関する事項
該当なし
- 3 森林整備を通じた地域振興に関する事項
該当なし
- 4 森林の総合利用の推進に関する事項
 - (1) 施設の名称
該当なし
 - (2) 位置（必要に応じて図示）
該当なし
 - (3) 規模（全体の面積及び遊歩道、林間広場、管理棟、キャンプ場、学校林等の具体的施設名称とその規模）
該当なし
- 5 住民参加による森林の整備に関する事項
 - (1) 地域住民参加による取組に関する事項
 - ① 藤沢市みどり基金の運用
本市の「みどり」を守り育てていくため、1985年（昭和60年）から「藤沢市みどり基金条例」を制定し、市民・企業等に基金への寄付を呼びかけ緑地の取得や啓発普及活動等を進めており、今後も推進することとする。
 - ② 保存樹林制度の推進
「藤沢市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づき良好な生活環境の確保及び美観風致を維持するため、地権者の協力を得て「保存樹林の指定」を行っており、森林保全のため今後も積極的に推進することとする。
 - ③ 藤沢市みどりいっぱい市民の会育成援助
郷土の緑を守り育て、あわせて次代を担う青少年の健全な育成と良好な環境保全を目指して1977年（昭和52年）に「藤沢市みどりいっぱい市民の会」が結成され、市民への緑化啓発活動や保全活動を行っており、今後も情報の

提供を含め育成援助を行うこととする。

④ 森林ボランティアの育成援助

本市の「みどり」を保全するため、平成 13 年に森林ボランティア養成講座を開始し、その後講座受講者によって設立された NPO 法人「藤沢グリーンスタッフの会」が里山林の保全活動を行っており、今後も引き続き育成や活動の支援を行うこととする。

(2) 上下流連携による取組に関する事項

該当なし

(3) その他必要な事項

該当なし

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

該当なし

7 その他必要な事項

保安林その他法令により施業について制限を受けている森林においては、当該制限に従って施業を実施することとする。

本計画に出てくる用語については、「神奈川県地域森林計画書」記載の「用語の解説」の定めによることとする。

付属資料

藤沢市森林計画図（藤沢市 11-01～11-11 縮尺：5、000 分の 1）